

## 令和7年度 マンション管理組合サポートセンター事業 運営団体選定基準

## 1. 本市が求める最低要求基準

## (1) 交流会の開催

## ア 実施日程・会場

原則として毎月1回、6会場以上

※ 過去の開催実績と継続性を踏まえ、できるだけ第1日曜日の午前とすること。

会場については、公的な施設(地区センター等)とすること。また、複数区をまとめて実施することも可能だが、6会場以上で実施すること。

※ 会場での開催が困難な場合については、オンラインでの開催も可能とする。開催回数の目安については、会場で開催する場合と同等とする。

## イ 従事者

以下のいずれかの資格を持ち、マンション管理に関して5年以上の実務経験を有する者を責任者として会に配置する。

一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士、第一種電気主任技術者、マンション管理士、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士

## ウ 実施内容

管理組合が抱える問題に相談、助言、支援等を行うとともに、管理組合相互の情報交換をサポートする。

## (2) セミナーの開催

原則として年1回以上

## (3) 事務局の設置

専用の電話・FAX・メールアドレスを設置し、市民からの問い合わせ窓口として対応する。

## (4) 本市施策に係る情報提供

管理組合に対し、広報などにより横浜市のマンション施策に係る適切な情報提供を行う。

## 2. 評価基準

視点	項目	評価にあたってのポイント	評価
事業理解	課題・ニーズ	・横浜市の管理組合が抱えている課題やニーズを把握しているか。 ・把握した課題やニーズに対しての新たな提案があるか。	20点
事業の付加価値	交流会の開催	・毎月1回、6会場以上の提案か。 ・利用者ニーズを踏まえた提案があるか。	10点
	セミナーの開催	・管理組合向けセミナーを原則として年1回以上実施するという提案か。 ・セミナーの対象が明確になっているか。また、対象に応じたテーマとなっているか。	10点
	従事者	マンション管理に関して、以下のいずれかの資格を持ち、マンション管理に関して5年以上の実務経験を有する者を責任者として各会場に配置しているか。(一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士、第一種電気主任技術者、マンション管理士、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士)	20点
	市民満足度	・管理組合の満足度が高まり、具体的な効果等が期待できる工夫やアイデアがあるか。 ・提案された工夫やアイデアの実現可能性は高いか。	10点
運営団体の実施能力	事務局	市民からの問い合わせに対応できる、十分な事務局機能を有しているか。(専用の電話・FAX・メールアドレスの設置など)	10点
	集客・広報	・管理組合に対し、横浜市のマンション施策に係る適切な情報提供ができるか。 ・管理組合の交流会やセミナーへの参加を促すために効果的な広報ができるか。 ・新規参加者の獲得に向けた広報の検討がなされているか。	10点
	実施能力	運営団体は、当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。また、事業予算の収支計画が適正であるか。個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱うことができるか。	10点
合 計			100点

■各項目の評価基準(次の3段階で評価する。なお、下線部の内容が含まれている場合は、良とする。)

10点満点 … 良【10点】 可【5点】 不可【0点】

20点満点 … 良【20点】 可【10点】 不可【0点】